

新潟県条例第36号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別強化区域の指定)</p> <p><b>第17条</b> 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>長岡市大手通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(24) <u>長岡市城内町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(25) <u>長岡市東坂之上町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(26) <u>長岡市坂之上町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(27) <u>長岡市殿町1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p><u>2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(特別強化区域の指定)</p> <p><b>第17条</b> 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条第2項の規定は、この条例の施行前にした行為についてこの条例の施行後に自首した者についても、適用する。